

事 務 連 絡

令和3年(2021年)3月8日

本 庁 各 課 長
各 出 先 機 関 の 長
様

防災危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る3月以降の催物の開催制限等について

このことについて、イベント開催における現在の制限を4月末まで継続する旨、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から通知がありました。

については、イベントを開催する施設管理者及び関係団体等に対して適切に対応いただくよう周知をお願いします。

引き続き、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定される場合は、開催要件等について事前に相談くださいますよう、周知してください。

なお、国事務連絡中の年度末等に向けて行われる行事等については、本県の感染状況を踏まえ、知事メッセージによることとしますので、併せて周知ください。

〈添付資料〉

- 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について（令和3年2月26日付事務連絡）」
- 山口県知事メッセージ「県民の皆様・企業の皆様へのお願い」（令和3年3月5日付）

担当：井上（内線2494）